

—アートで躍動Z世代文化部応援プロジェクト—  
「文化部高校生発表の場」企画運営広報業務 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、Z世代をはじめとする若者の芸術文化活動を支援するため、今年度から実施する「アートで躍動Z世代文化部応援プロジェクト」において、文化部の活動への関心を高め裾野を広げることを目的として、文化部に所属する高校生の発表の場を創出する「文化部高校生発表の場」の企画運営広報業務（以下「業務」という。）を委託するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募する者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県は、プロポーザルを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) プロポーザル実施の趣旨に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルへの応募の手続に関すること。
- (4) 募集要項の内容についての質疑の手続に関すること。
- (5) 応募に係る図書（以下「応募図書」という。）の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の選定の方法及び発表に関すること。
- (8) 前各項に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は、募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して14日以上の期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は、第3条第4項の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

- 2 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- 3 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。
- 4 県は提出された応募図書を返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は、応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置するものとする。

- 2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定するものとする。

(当選者の通知)

第10条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県県民生活部芸術文化課が所掌する。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県県民生活部芸術文化課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月13日から施行する。